

告 示

埼玉県教委告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立長瀬げんきプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉

亨

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社サンアメニティ

東京都北区王子三丁目十九番七号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

二